平成31年4月善通寺市農業委員会次第

日時:平成31年4月23日

場所:善通寺市役所3階大会議室

- 1. 開 会
- 2. 会 長 あ い さ つ
- 3. 議事録署名人指名
- 4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 報 告

報告第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

報告第2号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

6・そ の 他

次回開催 5月21日(火)13時30分~

現地調査 5月21日(火) 9時~

農業相談 同 日 10時~

7. 閉 会

平成31年4月農業委員会総会(定例会)議事録

- 1. 日 時 平成31年4月23日(火)11時
- 2. 場 所 善通寺市役所本庁 3 階大会議室
- 3. 出席委員 1 宮﨑勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員, 5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 籔内實委員, 8 南光紀夫委員,
 - 9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員,
 - 12 瀬川治会長職務代理者, 13 穐山信雄委員, 14 森江正男委員
- 4. 遅刻委員 なし
- 5. 欠席委員 なし
- 6. 傍 聴 人 なし
- 7. 事務局 参事 芝 秀和, 局長 平田 和明, 係長 我部山 美治
- 8. 議 案 等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
 - 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 報告第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) について
 - 報告第2号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

9. 議事

局 長

ただいまより平成31年4月の農業委員会総会,定例会を始めさせていただきます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長,よろしくお願いします。

会 長

それでは失礼します。先ほどの総会に引き続きましての定例会と言うことでお 疲れのところ、もうしばらくのご協力をお願いいたします。あいさつは省略さ せていただき、議事に入っていただきたいと思います。

局 長

それでは議事の進行につきましては、立石会長、よろしくお願いします。

会 長

はい。それでは早速議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、本日の議事録署名人には、議席第○番の○○委員さんと、第○番の○○委員さんの両名、よろしくお願いします。それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号の農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の〇ページで、〇件の案件でございます。座って説明をさせていただきます。番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の土地の借人である〇〇氏は〇〇町に居住しており、〇〇程度の農地を所有しております。〇〇氏は、これまでなんとか耕作を続けてきましたが、現在は1人暮らしであり、将来は自己所有農地の管理だけでも大変になってくることから、貸人である増田氏に当該農地を返還する旨の話を申し入れたところ、合意が得られたため、今般労力不足を理由に合意解約するものであります。

今月は以上の○件の通知がありました。よろしくお願いします。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました議案第 1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、 皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りたいと思います。 何かご質問等ございせんか。

(全委員意見,質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、第1号議案に関しましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、第1号議案につきましては、受理することに決定いたします。続き

まして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

それでは議案第2号、農地法第3条第1項の許可申請について、議案書の○ページから○ページで○件の案件でございます。

番号○ですが、譲渡人、○○○様、○○○様、譲受人、○○○様、所有権移転贈与の案件でございます。本件の譲渡人と譲受人は親子であり、農業後継者である譲受人に農地を一括して贈与するため、所有移転の許可申請を行うものであります。

申請地は○○町字○○○○○○番、○、○○○㎡、○○町字○○○○番
○○、○、○○㎡、同所○○○番○○、○、○○㎡、同所○○○番○○、○、○○㎡の○筆、合計○○○
○㎡でます。経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は○○を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題はないと考えます。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は相続により○○○○に本申請地を取得しておりますが、農業従事者は申請人のみであり、高齢となってきたため農業廃止を考えており、一方譲受人の宮武氏は、本市内で○○○程度の農地を耕作しております。本申請地は譲受人の耕作地の隣にあることから、譲受人の宮武氏にとっては耕作の便が良いこともあり、農地の処分を希望する譲渡人との売買の話がまとまったため、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇番〇、〇、〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、〇、〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。譲受人が本市内で耕作している経営農地の面積は〇〇〇〇を超えていることなどから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。なお、申請地には米・麦を作付けするとのことであります。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は、高齢となったため経営規模縮小を

以上3件,登記地目は○が○○筆,○が○筆、面積は○○○㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、 農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何か ご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見,質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、 賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案 書の〇ページで、〇件の案件でございます。それでは番号〇ですが、申請者は 〇〇〇〇様、〇〇〇〇〇〇の案件でございます。

本件の申請人である〇〇氏は〇〇〇年、相続により本申請地を取得しておりますが、現在〇〇〇で居住しており、会社員としての業務が多忙であるため、農地の維持管理は困難とのことであります。また、農地の管理してもらえる人がいないか探していたとのことでありますが、誰もいなかったとのことであります。

そのような事情から、申請人は安定した収入を得るために太陽光発電施設を計画し、本転用申請を行うものであります。

本申請は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が〇、〇〇〇㎡に〇〇〇〇〇〇〇〇〇㎡を建設することを目的として転用申請するものであります。本転用にあたり、書類等の不備もなく、隣接農地関係者との調整も了していることから特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は本年〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

以上,登記地目は,○が○筆、転用面積は○○○○㎡の案件であり,県知事へは,許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので,よろしくご審議賜りますよう,お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より議案第2号の説明が ありました。皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

○○委員

申請地のうち〇〇〇㎡を転用するということは約半分であるが、どういう内容か。

局 長

転用面積は○○○㎡全体で、○○○○○○の面積が○○○㎡となっております。 転用自体は全面積で、○○○ではございません。

会 長

よろしいですか。ほかにはございませんか。推進委員の皆様もご意見があれば

遠慮無くおっしゃって下さい。それでは、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。○○○町ですので、○○地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

○○委員

先日,○○委員と現地調査をいたしました。その結果,近所の方に聞いて回ったんですが,隣接する住宅の方が,○○○○○○を設置すると○○なるという噂を聞いて少し心配している。特に反対しているわけではないという話でした。その外は特に問題ありませんでした。

会 長

今のは, ○○○の話ですね。

○○委員

現地調査において近所の方から話を聞いたら、どこに反対するのか、どこかに 言うところがあるのか。

会 長

業者に言うべき。

○○委員

許可ということで,許可書が出た後,地元でこういった意見があるため,業者 に注意して施工してくださいという意見は言えるのか。

会 長

そういったことは言えると思います。〇〇〇〇〇〇も同じですが、前もって業者から説明があると思いまが、業者からは聞かず他から聞いたのであれば問題がある。他の地区では調整が終わっていないため、もっと地元に説明してから申請してくれといった案件はあります。申請を受理した後、申請を返すことはできないため、そういった話を聞いたら業者に説明をしてもらう。

○○委員

近所の人に話をするのは、転用者若しくはその家族の人であるが聞いていなかったとの事であり、業者からも聞いてはいない。

会長職務代理者

今回申請は上がっていないが、私の地区でも同様の案件があった。転用予定地の○○●側に○○○軒の団地が建っており、地元委員4名で隣接地すべての現

地確認を行った。特に南側の住宅に聞いたところ、事前の説明は何もなかったとのことです。転用内容を説明したところそれは困るとのこと。土地所有者が地元にいないため代理人と〇〇〇側住人の3者により現地で話をしたところ、水利に話もなく、周りにも話をしていなかった。土地家屋調査士は仲介の不動産屋が話をしているものと思っていた。この状態での申請は難しいため、地元での調整を行ってから申請して貰うよう指導した。

会 長

農業委員さん,推進委員さんが今回と同じような事案に出会ったら事務局に申 し出てください。対処させていただきます。

○○委員

こういった状況であったのであれば賛成はできない。

局 長

申請の流れでありますが、提出された書類に不備等がない場合は、受理しなければなりません。今回のような申請書受理後における地元での問題による再提出を求めることはできません。会長職務代理者の地元案件では、提出業者が納得し取下げましたが、提出業者が拒否した場合、総会に議案として提出しなければなりません。審議の結果、県には不許可相当で進達することとなります。市農業委員会において、農地法第4条及び第5条の許可、不許可の決定をすることは一切出来ません。県知事が決定します。仮に、不許可相当で県に進達した場合でも、許可となる場合はありますのでご了解をお願いします。

○○委員

申請者、申請者の親、近所の人についてはよく知っている。申請者の親は、高齢となり農地の維持が難しいため、シルバーに依頼して農地の草借りを行っている。今後、そういった余分なお金を使わず所有地を維持出来るという話をした後、隣家の人からの不安な声を聞いたため総会の場で発言を行ったものです。農業委員会の意向として、こういった場合には取下し再提出して貰うということは出来ないと考える。この会で可決すれば着工はできるのか。

局 長

賛成となれば、皆さん賛成したと言うことで、許可相当の意見を添えて県に出 します。 ○○委員

許可相当ということは、全員賛成したということになるのか。

局 長

ここが許可相当したことと, 県の許可はイコールとはならない。

会 長

地元委員の意見としては賛成でしょうか。

○○委員

賛成です。

会 長

地元委員さんは賛成との意見です。お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

○○委員

この状況であると、判断できない。

0000

会 長

県に進達する場合、付帯意見を付けるようにします。

賛成の方の挙手をお願いします。

(举手多数)

会 長

賛成多数ということで、意見を添えて進達したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といた します。事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案 書の○ページ○ページで、○件の案件でございます。それでは番号○ですが、 譲渡人は、○○○様、○○○様、譲受人は、○○○○○様、所有権移転売買 の案件でございます。

本件の譲受人である〇〇〇は〇〇〇〇〇であります。本計画が必要になった理由でありますが、譲受人は現在駐車場として〇〇台程度の駐車場を設けておりますが、〇〇〇が遠方にあることから、〇〇〇〇〇の際には駐車場が不足しているため、駐車場を広げることを計画したことであり、これまでも最大で〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇が来るときには、乗り合わせて来る人もいますが、〇〇台程度の駐車場は必要であった。その時は、申請地北側の土地を借りて対応していました。しかし、借入地については、整地されておらず、高齢者には安全ではなく、借入を断られることも考えられため、駐車場確保が急務となったとのことです。計画地の規模については、本計画では新たに駐車場を〇〇台設ける予定であることから、現在利用している〇〇台の駐車場と併せると、駐車場不足の問題がある程度解決できることや、本申請地はお寺に隣接していることから、来客者にもわかりやすくて利用しやすいこと、その規模も妥当であることから、計画地として選定し、売買の話がまとまったため、本転用申請に及んだものであります。

本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番、登記及び現況地目が〇である〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記が〇、現況地目が〇である〇〇一㎡の合計〇〇一㎡について、お寺の来客者のための駐車場として利用することを目的とし転用申請するものであります。本転用にあたり提出書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。

なお、本申請地は本年○月○日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第○種農地であります。

次に番号○ですが、譲渡人は○○○様、○○○様、○○○様、譲受人が○○○ ○○○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。

 る本申請地は、○○○にあたって交通の便も良く、○○○、○○○、○○○置場、○○○置場として必要と考えられる面積的にも妥当であることから選定に至ったものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇㎡、同所〇〇番〇登記及び現況地目が〇である〇〇㎡、同所〇〇番〇、登記及び現況地目が〇である〇〇㎡、同所〇〇番〇、登記及び現況地目が〇である〇〇㎡の計〇〇〇㎡と隣接の〇〇等〇〇〇㎡を併せ利用地として、〇〇〇1棟〇〇〇〇㎡を建築し、〇〇〇等として利用することを目的として転用申請するものであります。本転用にあたり隣接農地関係者の同意も得ていることや提出書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号○ですが、譲渡人は○○○様、譲受人が○○○様、所有権移転売買、 ○○○の案件でございます。

本件の譲渡人と譲受人は○○関係であります。譲受人である○氏は、本申請地に隣接する○○○及び○○を○○○○年に○○により取得しております。今般、土地の調査をした際、○○が本申請地に建っており、登記地目が○であることが判明しました。無断転用に至った経緯は以上でありますが、今般、譲受人の要望により、売買の話がまとまったため、○○○○の是正も兼ねて本転用申請に及んだものであります。

本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇番、登記地目が〇、現況地目が〇〇である〇〇〇㎡について隣接する〇〇〇〇〇㎡と併せて〇〇として利用することを目的として、転用申請するものであります。本転用について,近隣の農地関係者の方との調整を了していること,また無断転用をしてしまったことについては始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号○ですが,譲渡人が○○○○○様,○○○○○様,○○○○○ 様,○○○○○ 様,○○○○○ 様,所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人である4名は、○○○○○に相続により本申請地を取得してお

りますが、○○氏を除き、○○、○○○に居住していることから、本申請地は現在休耕地の状態であります。譲受人である○○○○○は、○○○○○にあり、○○○○○○等を行っておりますが、事業拡大のため○○○○の経営を計画し用地を探していたところ○○○○○でき、面積的に妥当である本申請地を計画地として選定し、今般土地所有者の合意が得られたため、本転用申請に及んだものであります。

本申請は、〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が〇である〇〇〇㎡、同所〇〇番〇、登記及び現況地目が〇である〇〇〇㎡の計〇〇〇㎡について、〇〇〇〇〇〇日地として利用することを目的として転用申請するものであり、提出書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年〇月〇日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号○ですが、貸人は○○○様、借人が○○○様、使用貸借権設定、○○ ○の案件でございます。

本件の貸人と借人は〇〇〇の関係であります。借人である〇〇氏は、現在、〇〇町で住宅を借りて家族〇人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い、家財道具が増加し、現在の住居では手狭になってきたことから、新居の建築を計画したとのことであります。本申請地は貸人の〇〇〇〇に近く、議案第〇号番号〇で議決いただいた〇〇と近く、今後の農業についても手伝うことができることから、本申請地を計画地として選定したとのことであります。

本申請は善通寺町字瓦谷○○番○、登記は○、現況地目が○○○である○○ の㎡、同所○○番○、登記は○、現況地目が○○である○○㎡、隣接する○○等○○筆、○○○○の㎡を併せて、住宅平屋建○棟○○㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。なお、併用地については、○○○○2階建○棟○○㎡、○○○○棟○○㎡、○○○○平屋○棟○○㎡、○○○○として利用されております。本申請地の併用地は、北側で県道○○○○線に面し、書類等の不備も特にないことから,本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年○月○日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第○種農地であります。また、本転用について、近隣の農地関係者の方との調整を了していること、また

無断転用をしてしまったことについては始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。

以上〇件、登記地目は、〇が〇〇筆、転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり、県 知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案件について、 地元の委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号○ですが○○町です ので、○○地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

○○委員

先日○○日の日に地元の委員 4 名で現地を見て参りました。○○○側沿いの道 路と農道に面しており、別に問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。次に番号○ですが、○○町ですので○○地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

○○委員

先日○○日に推進委員さんと現地を見て参りました。別に問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。次に番号○ですが、○○○町ですので○○地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

○○委員

先日○日の日に地元の委員 4 名で話を聞いてきました。別に問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。次に番号○ですが、○○町ですので竜川地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

○○委員

先日○日の日に地元の委員 4 名で話を聞いてきました。別に問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。次に番号○ですが、○○○町ですので○○地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

○○委員

先日○○日の日に地元の委員 4 名で香川さんに話を聞いてきました。別に問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと 言うことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはござい ますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。これで本日予定していました議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。今後は、先ほど出て参りました〇〇〇の問題など、思ってもみないような事が出てくることが予想されますが、農業委員会としましては、出来る限り地元の意見を優先したいと思います。もう1点、総会で〇〇委員さんがおっしゃったように、今後、外国人労働者と地元施設等の管理の関係については、広く農業全般の農政であると考えますと、農業委員会であります。とにかく、地元において農業しやすい環境をつくるというのが皆さんのご意見であると思いますので、地元を歩いていただき、意見を聴き、こういった場所でも構いませんし、事務局へ問題提起でも同じでございますのでよろしく

お願いします。

続きまして、報告第1号及び第2号につきましては一括して報告を受けたいと思いますので、報告第1号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、及び報告第2号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について事務局より説明をお願いします。

我部山係長

それでは、報告第1号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点 検・評価(案)について、本日追加で配布させていただいております資料をご 覧ください。報告第2号ですが8ページ分あります。1枚目から順に概要を申 し上げます。大見出しについてですが、ローマ数字の番号で I は農業委員会の 状況、Ⅱは担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲは新たに農業経営を営もう とする者の参入促進、IVは遊休農地に関する措置に関する評価、Vは違反転用 への適正な対応、VIは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、 Ⅷは地域農業者等などからの主な要望・意見及び対処内容,Ⅷは事務の実施状 況の公表等となっています。Iの農業委員会の状況は、本市の農業の概要や農 業委員会の体制について記載しています。Ⅱの担い手への農地の利用集積・集 約化は、これまでの集積面積や平成30年度の集積実績や目標達成に向けた活 動について記載しています。Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進 は、近年の新規参入者の実績などについて記載しています。IVの遊休農地に関 する措置に関する評価は、遊休農地の調査実績などについて記載しています。 Vの違反転用への適正な対応については、農地パトロールなどにより発見した 違反の実績等を記載しています。VIの農地法等によりその権限に属された事務 に関する点検については、農地法3条に基づく許可事務や農地法4条や5条に 基づく転用に関する事務等の内容について記載しています。Ⅶの地域農業者な どからの主な要望・意見や対処内容は特にその項目に該当するものはありませ んでした。Ⅷの事務の実施状況の公表は、総会の議事録の公表の方法等につい て記載しています。以上、簡単ではありますが、平成30年度の目標及びその 達成に向けた活動の点検・評価についての報告(案)であります。

次に、報告第3号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) についてご説明いたします。報告第3号は4ページ分ございます。大見出しに ついては、Iの農業委員会の状況、IIの担い手への農地の利用集積・集約化、 Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、IVの遊休農地に関する措置、 Vの違反転用への適正な対応の5項目となっています。I の農業委員会の状況 は、農家・農地等の概要、農業委員会の現在の体制で、II の担い手への農地の 利用集積・集約化は、平成31年3月現在の現状及び課題、平成31年度の目 標及び活動計画(案)で、Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者への参入促進 は、平成28年から平成30年度の新規参入の状況及び課題、平成31年度の 目標及び活動計画(案)で、IVの遊休農地に関する措置は、平成31年4月現 在の現状及び課題,Vの平成31年度の目標及び活動計画(案)で,違反転用 への適正な対応は、平成31年4月現在の現状及び課題、平成31年度の活動 計画(案)であります。お目通しをいただけますよう、お願いします。報告第 2号については、本市のホームページに、「農業委員会の適正な事務実施に対 する意見募集について」として掲載して、地域の農業者等から意見等を5月1 日から5月末まで募集し、お寄せいただいた意見等を参考にし、本市農業委員 会において修正した内容について、再度、本市のホームページで公表いたしま す。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平 成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、本市農業 委員会において、承認を得た後、香川県農政水産部農政課経由で提出してから、 公表することになります。なお、農政局からの詳細補正等の指示に対応するた めに、軽微な修正等につきましては、事務局に一任いただけますようお願いい たします。以上で、報告を終わります。

会 長

ありがとうございました。それでは、これで農業委員会総会及び定例会を終 了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 12時10分 終了